

別添4 南海トラフ地震臨時情報に対する船舶対応表

発表される臨時情報	区分	勧告	船舶津波対策	留意事項
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	—	—	関係者に対し情報提供する。	—
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	注意喚起		避難準備に関する確認行動をとる。 ・南海トラフ地震臨時情報に係る情報入手に務める。 ・連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行う。	① 先発地震に伴う津波警報等による勧告が継続中の場合は、左記注意喚起は発出しない。 ② 先発地震に伴う津波警報等による勧告が解除された時点で、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が継続して発表されている場合は、左記の注意喚起に切り換える。 ③ ゆっくりすべりの場合は、長期間継続される場合がある。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	—	南海トラフ地震警戒強化勧告	① 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに 出港できるよう準備する。 ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認 ・岸壁管理者の対応の確認 ・荷主企業等の対応の確認 ・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認 ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努める等 ② 自主的な避難行動をとる。 ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が 使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、 自主的に安全な海域に避難する。	① 先発地震に伴う津波警報等による勧告が継続中の場合は、左記の勧告は発出しない。 ② 先発地震に伴う津波警報等による勧告が解除された時点で、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が継続して発表されている場合は、左記の勧告に切り換える。
南海トラフ地震臨時情報 (解除)	—	—	—	① 南海トラフ地震警戒強化を発出している場合は、関係者に対して同警戒解除を発出する。 ② 南海トラフ地震注意を発出している場合は、必要に応じて関係者に情報提供する。